

活力ある日本経済の再生に向けて
(平成26年11月20日 関西大会政策提言)

一般社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、足元では消費税引き上げや今夏の悪天候等に伴う影響があるものの、アベノミクスを始めとした各種施策の効果等を背景に、デフレからの脱却に向けて動き始めている。

この機を逃すことなく、景気回復の動きを確実なものとしていくためには、わが国が有している潜在力を一層強化し、日本経済全体としての生産性を向上していくことが不可欠である。

そのため、我々製造業は、自らの新陳代謝の促進やイノベーションの加速等により収益力を一層強化し、活力ある日本経済の再生に向けて益々貢献していかなければならない。

他方、将来に渡って活力ある日本経済を維持していくためには、地域経済の活性化が重要であり、個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備していく必要がある。

同時に、日本がグローバル経済の中で経済の好循環を構築していくための環境整備を急ぐ必要があり、成長志向の法人税改革や環境・エネルギー制約の克服、TPP等の経済連携交渉の推進等によりわが国の国際競争力を高めると共に、民間の積極的な経済活動を促進し、イノベーションの活性化を支援する各種施策を重点化していくべきである。

更には、東日本大震災からの復興も最重要課題であり、遅れている震災復興を目に見える形で大きく前進させていかなければならない。

このような中、社会インフラから生産設備まであらゆる資本財を提供する我々産業機械業界は、被災地域の経済社会の再生に引き続き取り組むと共に、わが国産業の国際競争力をより一層強化するため、高品質で信頼のおける製品と高い技術力の提供に取り組んでいく所存である。

併せて、わが国の強みであるエネルギー・環境保全分野に関する技術やサービスに更に磨きをかけ、関連産業と連携しながら新たな市場を創造し、地球環境保全と日本経済の再生に引き続き貢献していきたいと考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

1. 日本経済の再生に向けた施策

- (1) 被災地域の生活再建・産業復興に向け、集中復興期間（平成23年度～27年度）満了後も引き続き、本格復興に集中的に取り組む環境を維持すると共に、今年6月に政府が取りまとめた産業復興創造戦略により、「新しい東北」の創造と経済再生との好循環の実現に向け、各種施策を迅速に実行すること。また、技術的困難が伴う廃炉等の解決に向け、日本の技術力を結集する取り組みを推進すること。
- (2) 成長戦略の着実な実行により、経済社会の構造改革を重点的に推進し、産業競争力の強化を通じて経済活動を活性化させ、家計の所得向上・消費増加が企業の投資を刺激することで、更なる企業の競争力強化、国の経済成長という好循環を形成すること。また、地域経済の活力を再生するため、まち・ひと・しごと創生法や地域再生法等に基づき、各種施策を総合的かつ戦略的に実行すること。
- (3) わが国の法人実効税率については、国際競争力の強化や企業の海外流出の防止等の観点から、平成27年度より速やかに引き下げを開始し、3年を目途にアジアやOECD諸国並みである25%程度まで引き下げを行うこと。
- (4) 社会保障と税の一体改革の趣旨に鑑み、消費税率10%への引き上げを着実に実施し、現役世代の勤労者や企業が負担する社会保険料負担の増加に歯止めをかけると共に、受益と負担の均衡がとれた制度へと改革を進め、持続可能で成長と両立した社会保障制度を確立すること。
- (5) 大規模災害等の脆弱性に対応するべく、老朽インフラの保全・整備のための公共投資を積極的かつ効率的に実施すると共に、高度な点検・診断技術や補修・更新方法の開発を加速させる各種施策の充実、PPP・PFIといった手法の更なる活用、インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため一体的改正が行われた品確法・建設業法・入契法の遵守等により、安全で安心な経済社会の構築を目指すこと。また、オリンピック・パラリンピックの東京開催に向け、各種インフラ整備を進めること。
- (6) 被災地における雇用の維持・確保の問題や、職種・企業規模間のミスマッチ、若年者・高齢者の雇用問題等の構造的な課題の解決に向け、労働市場の多様性を踏まえた雇用政策をより一層充実させること。また、外国人材の活用拡大に向け、受け入れ環境の整備や技能実習制度の拡充等を図ること。

2. 製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) わが国製造業が持つポテンシャルを十分に発揮するため、事業環境の国際的なイコール・フットイングを確保すると共に、企業の設備投資や研究開発投資を促進させる税制優遇措置や補助金・補助事業等の施策を一層充実させること。
- (2) 輸出競争力を更に高めるため、TPPやRCEP、FTAAP等の大型の経済連携協定や自由貿易協定への取り組みを強力に推進し、世界の新たな経済秩序作りに一層貢献すると共に、国益に沿った交渉結果を勝ち取るべく、経済外交を展開すること。また、TPP等への国民的議論を高め、理解を得るよう努めること。
- (3) わが国産業の基盤を支える中小製造業の競争力をより強化すると共に、国際的な事業活動を支援するための各種施策を一層充実させること。
- (4) 新事業・新産業創出のため、産官学連携による技術開発の推進、次世代を担う企業の若手研究者への支援制度の拡充、「ものづくり」を支える人材やグローバル人材の育成、イノベーションの創出や産業競争力の維持・強化に不可欠な理工系人材の育成の施策を総合的に進めること。
- (5) 過度な円安等、為替の急変動を回避しつつ適正な水準を実現するため、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。

3. エネルギー・環境保全、安全管理に関する施策

- (1) 電力の安定供給やコスト低減等の環境整備は喫緊の課題であり、多様なエネルギー源を組み合わせたエネルギーミックスによる安全・安心で経済性・環境性のバランスのとれたエネルギー供給体制を早期に構築すること。
- (2) 経済の好循環を実現していくために、安全性の確認された原子力発電所については、地元の十分な理解を得ながら再稼働を進めると共に、原子力発電の安全性を世界最高水準に高めるための技術開発や人材育成等への支援を一層充実させること。
- (3) 再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器等の普及のため、導入促進に向けた支援策の充実と共に、政府系研究開発投資等の拡充や実証試験、工場等の未利用エネルギーの有効利用等に伴う規制緩和、製造者へのイ

ンセンティブ付与等、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。また、成長戦略に掲げられた「クリーン・経済的なエネルギー需給の実現」に向け、水素社会の実現に向けた取り組みや木質バイオマスのエネルギー利用の推進、風力発電の導入加速に向けた更なる取り組みの強化、海洋資源エネルギーの開発等を強力に推進すること。

- (4) わが国の温室効果ガスの削減目標は、エネルギー需要の見通しや電源構成の数値目標等が具体的に固まった段階で決定すべきである。なお、その際には、科学的根拠に基づいた中立的で透明性のある開かれた議論を行うと共に、産業・運輸・家庭など部門毎の削減ポテンシャルを積み上げて真水で設定する等、成長戦略を実現できる現実的なものとする。
- (5) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進すると共に、機械安全標準の普及に努めること。また、老朽化した生産設備の新陳代謝等、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

4. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 日本企業が新興国等の大型インフラ整備や環境保全、エネルギー開発等に貢献するため、官民連携したトップ外交を強力に推進すると共に、円借款・無償資金協力、JICAによる投融資、JBICによる投資金融、NEXIによる貿易保険等の活用や海外交通・都市開発事業支援機構による事業支援を図ること。
- (2) 海外において事業活動を安全に実施できるよう、各国の事情に応じたガイドラインの整備や緊急時の迅速かつきめ細やかな情報発信、国外退避手段の確保等、各種支援を拡充すること。
- (3) 尖閣諸島を巡る状況等、外交・安全保障問題がわが国産業の海外事業活動に影響を及ぼしている。当該国との信頼関係の再構築を進め、平和と繁栄に積極的に貢献すること。
- (4) 租税条約の締結国の拡大や既締結条約の高水準な内容への改定、非関税障壁の撤廃、海外出張・勤務者の就業ビザの取得緩和、知的財産保護等に関する協議を推進すると共に、海外競合企業への技術情報等の流出を抑止するための対策強化を図ること。